

# 議第117号 呉市立吳高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正（令和7年法律第68号による改正）等に伴い、教職調整額の支給割合の引上げ等の所要の規定の整備をするものです。

## 2 改正の内容

### (1) 呉市立吳高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（第1条関係）

呉高等学校の教育職員に支給する教職調整額の支給割合を100分の4から100分の10に引き上げることとし、当該引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行います。

また、指導改善研修被認定者※については、教職調整額を支給しないこととします。なお、令和8年1月1日前に当該認定を受けている者であって、引き続き当該認定を受けている者への教職調整額の支給については、従前のとおりとします。

※ 指導改善研修被認定者とは、生徒に対する指導が不適切であると認定（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定）を受けた者であって、当該認定の日から生徒に対する指導の改善の程度に関する認定（同条第4項の認定）の日までの間にあるものをいいます。

### (2) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正

#### ア 義務教育等教員特別手当（第2条関係）

呉高等学校の教育職員に支給する義務教育等教員特別手当については、改正後の教育公務員特例法第13条の規定により、文部科学省令に定める基準を参照して条例で定める校務の種類である校務類型に応じて支給することとされました。

広島県との人事交流により採用している呉高等学校の教育職員について、広島県の教育職員に準じ、校務類型を定め、当該校務類型に応じて義務教育等教員特別手当を支給します。

条例で定める校務類型は、業務の困難性その他の事情を考慮して規則で定めることとし、規則では「学級を担任する業務」及び「学級を担任する業務以外の校務」を定めます。

#### イ 校長、教頭の給料月額（第3条関係）

教職調整額の対象とならない呉高等学校の校長及び教頭の処遇改善を図るため、教頭の給料月額の加算額を7,700円から30,700円に引き上げ、校長の給料月額の加算額を新たに23,000円とします。

なお、当該加算額は、次のとおり毎年段階的に引き上げます。

期間	教頭	校長
令和 8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円	3,800円
令和 9年1月1日から同年12月31日まで	15,400円	7,700円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,200円	11,500円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,000円	15,300円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	26,900円	19,200円

### 3 施行期日

令和8年1月1日